

○八重瀬町障害者等日常生活用具の給付に関する要綱

(令和2年3月6日告示第3号)

八重瀬町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年告示第33号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき障害者等に対し、八重瀬町が実施する日常生活上の便宜を図るための用具(以下「日常生活用具」という。)の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 法第4条第1項に規定する障害者

(2) 法第4条第2項に規定する障害児

2 この告示において「難病患者等」とは、法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者をいう。

3 この告示において「日常生活用具」とは、法第77条第1項第6号に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平成18年厚生労働省告示第529号に規定する用具をいう。)であって、別表1に掲げるものをいう。

4 この告示において「給付対象者」とは、次条第1項の日常生活用具の給付の対象者のうち同条第2項各号のいずれかに該当する者を除いたものをいう。

(給付対象者)

第3条 日常生活用具の給付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本町に居住地を有する障害者等(法第19条第3項に規定する特定施設に入所する直前の居住地が本町にあった者を含む。)であること。

(2) 別表1に掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の給付対象者の欄に掲げる者であること。

(3) 障害者及び障害者の配偶者(障害児にあってはその保護者)の日常生活用具の給付を受けようとする日の属する年度(当該日常生活用具の給付を受けようとする日の属する月が4月から5月までの間にあっては前年度)における市町村民税所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割のことをいう。)の額が、いずれも46万円未満の障害者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付の対象者としなない。

(1) 法第19条第3項の規定により本町以外の市町村が支給決定を行う障害者等

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、この告示による日常生活用具の給付に相当する給付、貸与又は購入費の支給を受けることができる者(給付対象日常生活用具)

第4条 給付の対象となる日常生活用具の区分、種目、価格の上限額、性能及び耐用年数は、別表1に掲げるとおりとする。

2 日常生活用具は、原則として一の種目につき1個の給付とし、既に給付を受けている日常生活用具と同一種目のものについては、当該給付の決定日から起算して

別表1に掲げる区分及び種目に応じ、同表の耐用年数欄に掲げる耐用年数を経過した場合に限り、給付を行うものとする。ただし、八重瀬町長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定にかかわらず、火災警報器の給付については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 給付の数量は、給付対象者の属する世帯1世帯につき3台を限度とする。
 - (2) 火災警報器は、給付対象者の居住する家屋の寝室、階段又は台所のいずれかの箇所(以下この項において「指定設置箇所」という。)に設置しなければならない。ただし、障害者等が、既に火災警報器の給付を受けているときは、当該火災警報器が設置された箇所以外の指定設置箇所に設置しなければならない。
 - (3) 前号の場合において、同一の世帯に2人以上の火災警報器の給付対象者が2以上の寝室、階段又は台所で生活していると認めるときは、町長は、第1号の規定にかかわらず、火災警報器を追加して給付することができる。

(日常生活用具の給付申請)

第5条 日常生活用具の給付を受けようとする者(障害者又は障害児の保護者をいう。以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(様式第1号)に、日常生活用具販売業者(以下「業者」という。)が発行する見積書(点字図書については、点字図書給付対象出版施設の発行する点字図書発行証明書とする。)を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 申請者で住宅改修費の給付を申請するものは、前項の規定による提出書類に加えて、工事図面を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により工事図面の添付が困難な者については、この限りでない。

(日常生活用具の給付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、調査書(様式第2号)を作成し、給付の適否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により給付を行うことを決定しようとするときは、別表1に掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の価格の上限額欄に掲げる額を超えて決定することはできない。
- 3 町長は、第1項の規定により給付を行うことを決定したときは、申請者に対して日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を発行するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により給付を行わないことを決定したときは、申請者に対して日常生活用具給付却下通知書(様式第5号)により、その理由を付して通知するものとする。
- 5 給付券の効力は、業者に提出する期限を超過したときに消滅するものとする。ただし、給付券の発行を受けた者(以下「受給者」という。)が業者に提出する期限を超過した場合において、正当な理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(日常生活用具の給付方法)

第7条 町長は、前条第3項の給付決定通知をしたときは、日常生活用具給付委託通知書(様式第6号)により業者に委託して日常生活用具の給付を行うものとする。

- 2 受給者は、給付券に記載された期限内に業者に当該給付券を提示して日常生活

用具の給付を受けるものとする。

- 3 前項の規定による給付券の提示を受けた業者は、第1項の委託通知書に基づき、当該受給者に対して速やかに日常生活用具を納品しなければならない。

(受給者の費用負担)

第8条 受給者は、前条第3項の日常生活用具の納品を受けたときは、当該日常生活用具に要する費用のうち、次の各号に掲げる額(以下「自己負担額」という。)を負担しなければならない。

- (1) 当該日常生活用具の給付に要する費用が別表1に掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の価格の上限額欄に掲げる額以下の場合、日常生活用具の給付に要する費用に100分の10を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)として、町長が定める額(以下「利用者負担額」という。)

- (2) 当該日常生活用具の給付に要する費用が別表1に掲げる区分及び種目に応じ、それぞれ同表の価格の上限額欄に掲げる額を超える場合、当該利用者負担額に当該価格の上限額を超える部分の額を合算した額

- 2 受給者の同一の月における利用者負担額の合算額が、別表2に掲げる世帯区分及び対象者に応じ、月額負担上限額欄に掲げる額を超えるときは、この同一の月における利用者負担額は、前項第1号の規定にかかわらず、当該月額負担上限額欄に掲げる額を超過した額を減じた額とする。

- 3 受給者は、業者から日常生活用具の納品を受けたときは、給付券に必要事項を記載の上、当該業者に提出するとともに、当該給付に係る自己負担額を当該業者に支払うものとする。

(公費負担額の請求)

第9条 業者は、受給者に日常生活用具を納品したときは、当該日常生活用具の給付に要する費用から自己負担額を控除した額(以下「公費負担額」という。)を請求するものとする。

- 2 業者は、公費負担額の請求をする場合には、給付券に当該日常生活用具を納入した日その他必要な事項を記載した上で、請求書にこれを添付し、町長に提出しなければならない。

- 3 業者は、居宅生活動作補助用具を給付した場合は、前項の規定に加え、住宅改修着工前後の写真を町長に提出しなければならない。

- 4 町長は、業者から第1項の請求があった場合には、速やかに当該公費負担額を支払わなければならない。

(排泄管理支援用具の給付手続の特例)

第10条 障害者等の申請手続きの利便を考慮し、暦月を単位として2月間の排泄管理支援用具の給付に必要な手続について、この告示に定める様式(以下「給付様式」という。)により記載すべき事項を、それぞれ当該各給付様式にまとめて記載することができるものとする。

- 2 前項の規定による特例に加えて、暦月を単位として6月間に必要とする排泄管理支援用具の給付について、この告示における手続をまとめて行うことができるものとする。

- 3 前2項の規定による特例により排泄支援用具を給付する場合において、当該排泄支援用具の納品及び自己負担額その他の費用の手続は、給付券1枚を単位として

行うものとする。

(日常生活用具の管理)

第11条 日常生活用具の給付を受けた者は、当該日常生活用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(台帳の整備)

第12条 町長は、日常生活用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付券交付台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、八重瀬町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年告示第33号)の規定によりされた日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与その他の行為は、この告示の施行後の規定によりされた給付その他の行為とみなす。

別表1(第2条-第4条、第6条、第8条関係)

種別	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。</p> <p>難病患者等については寝たきりの状態にある者。</p>	<p>腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。</p>	8	154,000円
	特殊マット	<p>下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む)、及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者。</p> <p>難病患者等については寝たきり</p>	<p>褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。</p>	5	19,600円

	の状態にある者。ただし、原則として3歳以上の者。			
特殊尿器	<p>下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。</p> <p>難病患者等については自力で排尿できない者。ただし、原則として学齢児以上の者。</p>	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。	5	67,000円
入浴担架	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者。</p>	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5	82,400円
体位変換機	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者。</p> <p>難病患者等については寝たきりの状態にある者。ただし、原則として学齢児以上の者。</p>	介助者が身体障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5	15,000円
移動リフト	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者。</p> <p>難病患者等については下肢又は体幹機能障害のある者。原則として3歳以上の者。</p>	介護者が身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4	159,000円

	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者。	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上の者。 難病患者等については下肢または体幹機能に障害のある者。原則として学齢児以上の者。	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの。	8	159,200円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であつて、必要と認められる者。	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	5	36,000
	電気式たん吸引式	難病患者等については呼吸機能に障害のある者。		5	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)。		10	17,000円
	盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5	18,000円
		視覚障害2級以上の視覚障害者			

	盲人用血圧計	(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5	18,400円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者であつて、人工呼吸器の装着が必要な者。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易にしようし得るもの。	5	157,500円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者。 難病患者等については入浴に介助を要する者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助で、身体障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり在宅改修を伴うものを除く。	8	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。	身体障害者(児)が容易に使用し得るもので手すり付きのもの。ただし、取替えに、当たり在宅改修を伴うものを除く。	8	4,450円
	歩行補助つえ(T字状・棒状のつえ)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの。	3	3,000円
			おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。身体障害者(児)の身体		

	歩行支援用具(移動・移乗支援用具)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害4級以上の身体障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。	機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	60,000円
	頭部保護帽(A)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や体位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。(A)スポンジ及び革を主材料としているもの。	3	15,200円
	頭部保護帽(B)	重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。	(B)スポンジ、革及びプラスチックを主体材料としているもの。	3	36,750円
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢以上の者。 難病患者等については上肢機能に障害のある者。ただし、原則として学齢以上の者。	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	151,200円
			室内の火災を煙又は熱		

	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び非難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び非難が著しく困難な者のみに準ずる世帯。	により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8	15,500円
	自動消火器	障害等級2級以上の視覚障害者で盲人のみに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者のみに準ずる世帯。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災に消火し得るもの。	8	28,700円
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で盲人のみに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者のみに準ずる世帯。	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	6	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	10	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)のみに準ずる世帯。	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10	87,400円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって当該用具	障害者等が情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用するに当たり、障害があるゆえ	5	100,000円

	によりパソコンの利用が可能になるもの。	に必要なとなる周辺機器やソフト等。障害者が容易に使用し得るもの。		
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則とし視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)を有する身体障害であって、必要と認められる者。または視覚障害者1級以上で、点字を習得しており、就学、就労に必要と認められるもの。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	5	383,500円
点字器(標準型)	視覚障害2級以上の覚障害者(児)。原則として学齢児以上の者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 標準型 ア 画面書真鍮板製 イ 画面書プラスチック製	5	10,400円
点字器(携帯用)	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。原則として学齢児以上の者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	7	7,200円
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5	63,100円
		音声等により操作ボタンが知覚又		

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者。	は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書が可能な製品であつて、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	6	85,000円
視覚障害者用活字文書読上装置	視覚障害2級以上の視覚障害者。ただし、原則として学齢児以上の者。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	6	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者。	画像入力装置を読みたいもの(印刷物)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8	198,000円
盲人用時計(触読)	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5	10,300円
盲人用時計(音声)				13,300円
	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する	一般の電話に接続することがで		

	聴覚障害者用通信装置	ために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者。	き、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)等が容易に使用できるもの。	5	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	6	88,900円
	人口喉頭	喉頭摘出者	<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。</p> <p>電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ軽皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。</p>	5	<p>笛式 5,000円</p> <p>電動式 70,100円</p>
排泄管理支援用具			蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型袋又は下部開放型で		

	ストマ用装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	ラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋。 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの。	1箇月	蓄便 8,858円 蓄尿袋 11,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者。	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品。	1箇月	12,000円
	収尿器(男性)	高度の排尿機能障害。	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	半年	7,700円
	収尿器(女性)				8,500円
居宅生活動作補助用具	住宅改修	下肢、体幹機能障害又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害(移動機能障害に限る)を有し、障害等3級以上の障害者等(学齢児以上の障害者等に限る。特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の障害者等) 難病患者等については、下肢または体幹機能に障害のある者。	-	1回限り	200,000円

別表第2(第8条関係)

世帯区分	給付対象者		月額負担上限額
	障害者	障害児	

生活保護	生活保護受給世帯	生活保護受給世帯	0円
低所得1	障害者及び当該障害者の配偶者の市町村民税が非課税で障害者の収入が80万円以下の者。	障害児の保護者の市町村民税が非課税で障害者の収入が80万円以下の者。	15,000円
低所得2	障害者及び当該障害者の配偶者の市町村民税が非課税で世帯区分が「低所得1」に該当しない者。	障害児の保護者の市町村民税が非課税で世帯区分が「低所得1」に該当しない者。	24,600円
一般	障害者及び当該障害者の配偶者の市町村民税所得割の額が46万円未満の者。	障害児の保護者の市町村民税所得割の額が46万円未満の者。	37,200円

様式第1号(第5条関係)

日常生活用具給付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

調査書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

日常生活用具給付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

日常生活用具給付券

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

日常生活用具給付却下通知書

[別紙参照]

様式第6号(第7条関係)

日常生活用具給付委託通知書

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

日常生活用具給付券交付台帳

[別紙参照]